○国土交通省告示第四百九十六号

内航船舶輸送統計調査規則（昭和三十八年運輸省令第十六号）第五条の規定に基づき、平成五年運輸省告示第五百八十二号（内航船舶輸送統計調査規則第五条に基づき、調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

内航船舶輸送実績調査票及び自家用船舶輸送実績調査票を次のように改める。

内航船舶輸送実績調査票

秘　基幹統計調査　内航船舶輸送統計調査

政府統計

年　　月分

事業者番号						
※整理番号		※層番号		※乗率		

報告者の住所及び氏名又は名称	
作成者の職名及び氏名	

船名	
船舶番号	

総トン数	トン
載貨重量トン数	トン

船質	1　鋼船　2　木船

用途		
貨物船	1	自動車専用船
	2	セメント専用船
	3	石灰石専用船
	4	石炭専用船
	5	コンテナ専用船
	6	ＲＯＲＯ船
	7	その他の貨物船
その他の船	8	油送船
	9	ﾌﾟｯｼｬｰﾊﾞｰｼﾞ又は台船

航海距離	カイリ

燃料消費量			
A重油	1	リットル
B重油	2	リットル
C重油	3	リットル

	積地 船に積んだ日	積地 港名	揚地 船から揚げた日	揚地 港名	※	貨物形態 1.コンテナ 2.その他	貨物の品名 ※	貨物の重量 (単位)	貨物の重量 ※	輸送した距離 (単位 カイリ)	備考
1	月　日	都道府県　市郡　港	月　日	都道府県　市郡　港				( )		( )	
2	月　日	都道府県　市郡　港	月　日	都道府県　市郡　港				( )		( )	
3	月　日	都道府県　市郡　港	月　日	都道府県　市郡　港				( )		( )	
4	月　日	都道府県　市郡　港	月　日	都道　市郡　港				( )		( )	
5	月　日	都道　市郡　港	月　日	都道府県　市郡　港				( )		( )	
6	月　日	都道府県　市郡　港	月　日	都道府県　市郡　港				( )		( )	
7	月　日	都道府県　市郡　港	月　日	都道府県　市郡　港				( )		( )	
8	月　日	都道　市郡　港	月　日	都道府県　市郡　港				( )		( )	
9	月　日	都道府県　市郡　港	月　日	都道府県　市郡　港				( )		( )	
10	月　日	都道府県　市郡　港	月　日	都道府県　市郡　港				( )		( )	

注　貨物形態の欄は、該当する番号を記入して下さい。

※印欄は集計機関で書き入れますので、記入しないで下さい。

国土交通省